

日高川町若者定住促進 新築住宅取得支援事業のしおり



日高川町

【事業の目的】

日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業は、定住する目的で町内において新築住宅等を取得する若者や子育て世帯に対し、それらに要した費用の一部を補助することにより、若者の定住促進や人口流出の抑制及び地域の活性化を図ることを目的とするものです。

【補助金を申請する方へ】

本補助金を申請する方は、「日高川町若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金交付要綱」及び「Q&A」等をよくご確認ください。

【補助金の申請受付期間】（令和6年度まで）

※受付期間 令和5年4月1日から令和7年3月15日まで

（各年度の受付期限は、3月15日となっています。）

◎住宅を取得してから1年以内に申請する必要があります。

（取得日は、登記事項証明書に記載された所有権保存登記日とします。）

【申請から補助金交付までの流れ】

申請は、新築住宅等を取得し、その住宅に住民票を移してからの申請となります。

- ①新築住宅等を取得し、住民票を移す。
- ②資格要件を確認し、申請書に添付書類を添えて申請
住宅取得日から1年以内に申請が必要ですので、お早い目に申請してください。
※申請後、取得した住宅の確認をさせていただくことがあります。
- ③補助金交付決定通知書の受理
- ④請求書の提出
- ⑤補助金の受領（口座振込）

【補助金額と対象経費】

○補助金額 川辺地域 上限130万円 中津美山地域 上限200万円

・新築住宅の建築経費の10%以内

〔上記の住宅取得に係る土地購入経費（対象面積は200㎡まで）
上記の住宅取得に係る宅地造成経費（対象面積は200㎡まで）〕を含む

・未使用の建売住宅の購入経費の10%以内

【資格要件】

《対象者》

○住宅取得日(登記日)において18歳以上39歳以下の方
(配偶者が18歳以上39歳以下の場合も対象です)

又は、

○中学生以下の者と同居し扶養する方

(扶養とは、「監護し、かつ、生計を同じくするか又は維持すること」をいいます。)

《その他要件》

- ・対象住宅の所在地に住民登録し、定住する意志がある方
- ・所在地の行政区に所属し、地域活動等に積極的に参加できる方
- ・町税等に滞納がない方
- ・過去に本補助金の交付を受けていない方
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で規定される暴力団員でない方

《住宅等の要件》

○住宅について

- ・新築住宅又は未使用の建売住宅であること。
- ・玄関、台所、居室、浴室、風呂、トイレを完備した住宅で、居住を目的とした延床面積が70㎡以上であること。
- ・過去1年以内に取得した住宅であること。
(所有権保存登記又は所有権移転登記の登記日から1年以内であること。)

○土地について

- ・上記の住宅取得に係る土地（敷地）であること。
- ・対象となる土地の面積は、200㎡まで。
- ・住宅取得日以前3年以内に取得又は造成した土地であること。

【補助金交付申請】

○申請について

- 申請は、住宅を取得し住所票の移した後となります。
- 資格要件（前ページ）を確認し、**住宅取得日から1年以内に申請してください。**
また、**申請期間は令和7年3月15日までとなっていますのでご注意ください。**

※各年度の申請期間は、3月15日までとなっていますので、余裕をもって申請してください。

3月15日が土日祝日の場合は、その日以降で最も近い平日までとなります。

- 申請者（登記名義人）は、次の書類を役場 企画政策課 定住促進室、又は各支所地域振興課まで提出してください。

	チェック	書 類	対 象 者
①		補助金交付申請書（様式第1号）	申請者
②		住民票	世帯全員
③		税金等完納証明書（町外から転入された方は、前住所地の役場等で取得してください。）	世帯内の納税義務者
④		登記事項証明書（土地、建物の両方）	申請者
⑤		住宅の平面図	申請者
⑥		工事請負契約書の写し（新築の場合）	申請者
⑦		住宅等売買契約書の写し（未使用の建売住宅の場合）	申請者
⑧		工事等の竣工写真（外観、玄関、台所、居室、浴室、風呂、トイレの写真） ※横写真	申請者
⑨		工事請負金額等を証する領収書等の写し	申請者
⑩		定住誓約書（様式第4号）	申請者

※上記以外にも町長が必要と認められた書類を提出していただく場合があります。

- 土地購入及び宅地造成の費用も対象経費とする場合は、次の書類も合わせて提出してください。

《土地購入》

	チェック	書 類
①		土地の平面図
②		土地売買契約書の写し
③		土地取得金額を証する領収書等の写し

《宅地造成》

	チェック	書 類
①		土地造成工事請負契約書の写し
②		土地造成費用額を証する領収書等の写し

【補助金の返還】

○下記のいずれかに該当した場合は、補助金の全額を返還していただきます。

- ①虚偽の申請やその他不正な手段で補助金の交付を受けた場合
- ②町税等の滞納があった場合
- ③交付の決定を受けた日から起算して5年以内に対象物件を譲渡し、交換し、貸し付けた場合、又は、世帯全員が町外に転出した場合

◆お問合せ先◆

日高川町役場 企画政策課

〒649-1324

和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地

T E L 0738-23-9511

F A X 0738-22-1767

E-mail teijyu@town.hidakagawa.lg.jp

HP <http://www.town.hidakagawa.lg.jp/>

◆申請書提出先◆

日高川町役場 企画政策課（本庁3F）

中津支所 中津地域振興課

美山支所 美山地域振興課

美山支所 美山地域振興課 寒川出張所